

2

2

問題 4 介護保険制度における都道府県の事務として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 財政安定化基金の設置
- 2 地域支援事業支援交付金の交付
- 3 第2号被保険者負担率の設定
- 4 介護保険審査会の設置
- 5 介護給付費等審査委員会の設置

3

3

問題 11 介護保険に関する市町村の事務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の管理
- 2 指定情報公表センターの指定
- 3 財政安定化基金拠出金の納付
- 4 保険料滞納者に対する保険給付の支払の一時差止
- 5 医療保険者からの介護給付費・地域支援事業支援納付金の徴収

4

4

国 介護保険事業計画の	
言い忘れていますが、介護サービス情報の公表は、全て都道府県の計画です	
市町村介護保険事業計画 ・ ⑥ ・ ⑦ ・ ⑧ ・ <u>地域支援事業</u>（市町村相互間の連絡調整を除く） ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量 ・ 市町村が取り組むべき自立支援施策 ・ 事業等を行う者相互間の連携の確保 ・ <u>業務の効率化および質の向上</u> ・ <u>有料老人ホームおよびサ高住の入居定員総数</u> ・ 認知症に関する施策の総合的な推進	都道府県介護保険事業支援計画 ・ <u>介護専用型特定施設入居者生活介護</u> ・ ⑦ ・ ⑧ ・ <u>介護保険施設</u> ・ 市町村相互間の連絡調整 ・ 介護給付等対象サービスの量 ・ 市町村の自立支援施策への支援 ・ <u>介護サービス情報の公表</u> ・ <u>業務の効率化および質の向上</u> ・ <u>有料老人ホームおよびサ高住の入居定員総数</u>
3年を1期：一体のものとして作成すべき計画は老人福祉計画（整合性×、調和×）⁵	

5

2020年改正 市町村保険事業計画の見直し <u>定めるよう努める事項の追加</u> ① <u>有料老人ホームおよびサ高住それぞれの入居定員総数</u> ② 介護支専門員その他の従業者の確保および資質の向上ならびにその <u>業務の効率化および質の向上</u>に資する都道府県と連携した取り組みに関する事項 ③ 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくりおよび雇用に関する施策など <u>認知症に関する施策の総合的な推進</u>に関する事項 都道府県介護保険事業支援計画の見直し <u>定めるよう努める事項の追加</u> ① <u>有料老人ホームおよびサ高住のそれぞれの入居定員総数</u> ② 介護支専門員その他の介護給付等対象サービスおよび地域支援事業に従事する者の確保および資質の向上ならびにその <u>業務の効率化および質の向上</u>に資する事項	6
--	----------

6

問題 12 介護保険法上、市町村介護保険事業計画に定めるべき事項として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 地域支援事業の量の見込み
- 2 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業
- 3 介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数
- 4 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数
- 5 認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数

7

7

問題 10 都道府県介護保険事業支援計画で定める事項として、介護保険法上明記されているものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護サービス情報の公表に関する事項
- 2 地域支援事業の量の見込み
- 3 認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数の見込み
- 4 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数の見込み
- 5 介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の見込み

8

8

地域支援事業

- やり過ぎない！まずは正確に名前と組み合わせを覚えること
- 介護保険には保険給付と地域支援事業があるが合体させて考えると分かりやすい
- 保険給付の3階建てビル→介護保険の3階建てビル
- 2階A1,6は1階の総合事業に移行
- 2号被保険者の保険料は認定者が利用するところまで
- 階が上がるにつれ介護度上がる(受けられるサービスが違う)
- 1Fと2～3Fの違いは介護認定審査会審査判定を受けるか否か

介護保険

保険給付
介護給付
予防給付
市町村特別給付

地域支援事業
総合事業
包括的支援事業
任意事業

保険給付は3階建てビル

↓

介護保険は3階建てビル

介護給付	現物
	償還
予防給付	現物
	償還
市町村特別給付	
地域支援事業	

1階の地域支援事業について説明

9

地域支援事業

介護保険は3階建てビル

介護給付

予防給付

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業

任意事業

介護予防・生活支援サービス事業(1号事業)

一般介護予防事業

介護予防ケアマネジメント

総合相談支援事業

権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント

在宅医療・介護連携推進事業

生活支援体制整備事業

認知症総合支援事業

地域ケア会議推進事業(地域ケア会議の設置は努力)

介護給付等費用適正化事業

家族介護支援事業

1号訪問事業 ほか1

1号通所事業 つ6

1号生活支援事業

介護予防ケアマネジメント

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

対象者

介護予防・生活支援サービス事業(1号事業)	要介護者+要支援+基本チェックリスト該当者
一般介護予防事業	1号被保険者(要支援+要介護)

〇年〇組と担任と生徒名の組み合わせが違っていたら×

2020年の法改正についてみていきます

10

5

2020地域支援事業の改正

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業(1号事業)について、**要介護者**も利用することが可能

ただし、要介護認定前から介護予防・生活支援サービスを継続的に利用していた人に限る。それに伴いサービス費用は国が定める額を勘案して市町村が定める額となった。

- ・包括的支援事業の**生活支援体制整備事業**に**就労的活動支援コーディネーター**を配置
高齢者の社会参加等を推進

生活支援体制整備事業のキーワード:生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター

- ・包括的支援事業の**認知症総合支援事業**に**チームオレンジ**を整備

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの活動の中核的な役割を担う**チームオレンジコーディネーター**を市町村や地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどに配置し「共生」の地域づくりを推進

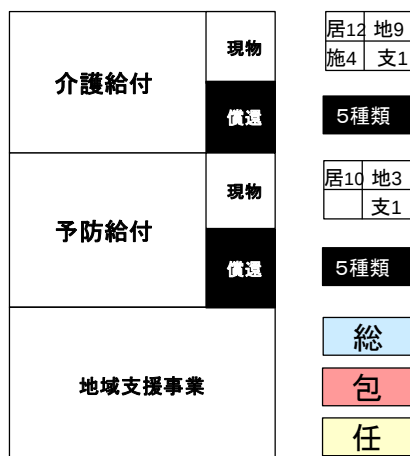
認知症総合支援事業のキーワード:認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、オレンジコーディネーター、オレンジチーム

介護保険全体(保険給付+地域支援事業)の引出しについておさらい

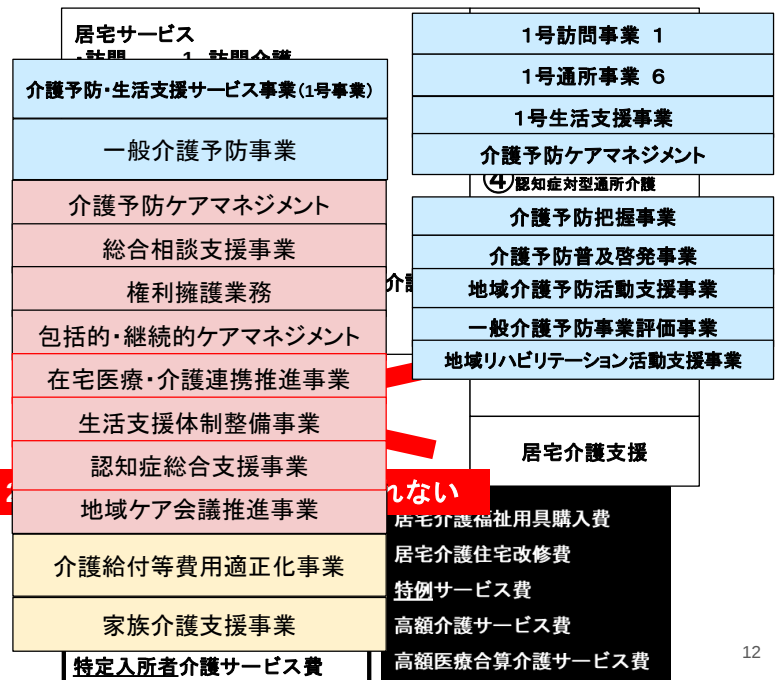
11

11

介護保険全体の引出し
介護保険は3段建てビル



これがイメージできると
介護支援分野で得点できます！



12

12

問題 5 介護予防・日常生活支援総合事業について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 介護給付等適正化事業を含む。
- 2 包括的支援事業の一つである。
- 3 地域支援事業の一つである。
- 4 要介護の第1号被保険者も対象である。
- 5 第1号生活支援事業と第2号生活支援事業がある。

13

13

問題 6 包括的支援事業の事業として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 総合相談支援
- 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 3 第1号訪問事業
- 4 権利擁護
- 5 介護予防リハビリマネジメント

14

14

問題 14 地域支援事業の任意事業として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 地域リハビリテーション活動支援事業
- 2 家族介護支援事業
- 3 在宅医療・介護連携推進事業
- 4 地域ケア会議推進事業
- 5 介護給付等費用適正化事業